



MOUNT CARMEL

管理責任(金融)

手順番号:

手順名:

発効日: 2019 年 8 月 1 日

**Mount Carmel Health System**

患者に対する資金支援

年 1 回の方針再考担当:

**MCHS Revenue Cycle** (収益サイクル)

スポンサー部門:

再考日:

**Revenue Cycle** (収益サイクル)

2024 年 7 月 1 日

部門へのお問い合わせ:

**Nikki Harper**

副社長エンタープライズ患者金融サービス

---

## 目的:

Mount Carmel Health System は、福音書の精神のもとに集い、コミュニティにおける温情深い癒やしの存在としての集団です。私共のコア・バリュー、特に Commitment To Those Who Are Poor(貧困層への献身)に沿って、困っている人たちに対処し、そして支払い不能な方、および限られた財政力により医療費の負担が非常に困難となっている方を含む、最弱者であると考えられる人たちへの特別な配慮を行います。Mount Carmel Health System は以下をお約束します:

- 質の高い医療サービスへのアクセスを相手の方への思いやりを忘れず尊厳と尊敬を込めて提供します。特に、貧困家庭やコミュニティで十分なサービスを受けられない方々に提供します。
- サービスへの支払い能力にかかわらず、すべての人へサービスをご提供します。
- 医療費の一部または全てを支払うことができない患者をサポートします。

本手順は、資金支援とより幅広い財政責任とのバランスを考慮し、内科、急性期治療および急性期治療以後の医療サービスに対する資金支援について、Trinity Health の受給要件を支持します。

## 定義:

申込み期間 - 医療が提供される日に開始し、退院後の請求明細が患者に提供された日から 240 日後、あるいは以下のいずれか遅い日付に終了します。

- i. 推定支援の資格に基づく最も手厚い支援より少ない支援の受給資格を有する患者もしくは以前の FAP の資格を有する患者がより手厚い支援を申し込むために設定された 30 日の期間の終了日。
- ii. 書面の通知に記載された期日で、この日以降に ECA の開始が可能。

通常請求費 (Amount Generally Billed, "AGB") - 保険の填補がある患者に対する緊急医療等の必要な医療サービスの通常請求費で、Mount Carmel Health System の急性期治療および内科の AGB

(通常請求費)が、支払われた Medicare 請求の合計額をこれら請求に対する System Office または Mount Carmel Health System からの合計または「総」請求額で割って算出するルックバック手法を使って、報告日から最近の退院日までに支払われた請求の 12 カ月間について 30 日間遅れて毎年計算されます。

割引きされる医療サービス - FAP により受給資格を有する患者に対する、請求の一部割引き。

緊急(サービスレベル) - 生命に関わる、または重症の結果であり、ただちに医師の診察を必要とする容態に対して必要とされる医療サービス。この病状は通常緊急医療措置および分娩法

(Emergency

Medical Treatment and Active Labor Act, EMTALA) により管理されます。

経営幹部チーム (Executive Leadership Team, "ELT") - Trinity Health の最高レベルのマネージメントで構成されるグループ。

特別集金措置 (Extraordinary Collection Actions, "ECA") - Mount Carmel Health System (または代理となる取立代理会社)による以下の措置が含まれます。

- 病院の FAP で補償されている医療サービスを受けた患者がそのサービスに対する請求について支払いを行っていないことを理由に、必要な医療サービスを延期または拒否する、あるいはサービスを提供する前に支払いを要求します。Mount Carmel Health System が未払いの請求が存在する個人に対し医療サービスを提供する際に前もって支払いを必要とする場合があります。それはかかる支払いの要求が、過去の請求に対する未払い以外の要因に基づいて、また過去の請求に対する未払いに関係なく、Mount Carmel Health System が個人からの支払いが必要であると証明できる場合を除き、未払いの請求に対し個人が支払いを行っていないことに起因するものとします。

- 信用情報機関に未払負債について報告を行います。
- 判決回収のための法的措置(例:賃金の差押え、債務者の調査)。
- 個人に対し不動産の抵当権を施行。

家族 - 米国国勢調査局の定義によると、同居しており、かつ血縁、婚姻または養子縁組により法定血族関係がある 2 名以上の集団。患者が所得税申告において誰かを扶養家族として申告する場合、

Internal Revenue Service(内国歳入庁)規則に従って、当該者は Mount Carmel Health System の資金支援方針に基づく受給資格の決定を目的とした扶養家族とみなされる場合があります。

家計所得 - 個人の家計所得には、当該世帯の成人している家族全員の所得を含みます。18 歳未満の患者については、家計所得はその両親および継父母の両方またはいずれか一方、あるいは保護者である親族の所得を含みます。最近の給与明細書、あるいは所得税の確定申告書およびその他の情報に示されている、過去 12 か月間または前の税年度の年間所得。所得証明は、現在の所得率を考慮した当該会計年度の初めから今日までの家計所得を、年率換算することによって決定される場合があります。資金支援方針 (Financial assistance policy, FAP) - §1.501(r)~4(b) 節に記載された要件を満たす書面の方針および手順。

FAP 申込書 - Mount Carmel Health System の FAP のもと患者が資金支援を申し込むために提出する情報および添付する文書。Mount Carmel Health System は個人から情報を書面または口頭で(あるいはそれらを組み合わせて)入手する場合があります。

資金支援 - Mount Carmel Health System から提供される、医療上必要なサービスの全費用を負担することが困難であり、そのような支援の受給資格の要件を満たしている患者に対して提供される支援(慈善、割引など)。

無料の医療サービス - FAP により受給資格を有する患者に対する、請求の全額割引き。

HCAP - Ohio Department of Job and Family Services(オハイオ州雇用および家族サービス部門)によって運営されている州および連邦プログラムで、不均衡な分配(DSH)プログラムを通じて追加の補助金を支払うための連邦要件を遵守することを目的とし、現在の Federal Poverty Guideline Level(連邦貧困ガイドラインレベル)の 100% 以下であり、かつ Medicaid の受給資格がない、無保険および貧困層であるオハイオ州在住者向けに過度の非補償型サービスを提供している病院に対するプログラム。

所得 - 所得は賃金、給与、報酬および自営業所得、失業補償、労働者災害補償、Social Security(社会保障)の給付、公的支援、退役軍人給付、育児給付、扶助料、教育支援、遺族給付、公的年金、退職所得、通常保険および年金保険給付、遺産および信託による所得、不動産収入、利息/配当、ならびにその他の雑所得を含みます。

医療の必要性 - オハイオ州の Medicaid プロバイダー マニュアルに記載されている通りに定義されます。

方針 - 戦略的に重要な事柄に関する上位レベルの規定、あるいは Trinity Health の運営を規定する文書をさらに解釈する記述。System の方針は独立したもの、あるいは承認する組織によって指定されるミラー ポリシーとなります。

分かりやすく書かれた FAP の概要 - 病院が FAP に基づいて資金を支援することを患者に通知する文書で、明確かつ簡潔で、理解しやすい言語で以下の追加情報を提供しています。

- 受給資格の要件と、FAP に基づき提供される支援に関する簡単な説明
- FAP に基づく支援の申し込み方法の概略
- Web サイトのアドレス(または URL)と、患者が FAP と FAP の申込書を入手できる場所の住所
- FAP および FAP 申込書を郵便で無料で入手する方法
- 病院の事務所、または FAP に関する情報を提供し FAP の申込みをサポートできる部門の電話番号と住所を含む、問い合わせ先に関する情報
- 該当する場合、FAP、FAP 申込書、および分かりやすく書かれた FAP の概要の他言語の翻訳に関する文書
- FAP の受給資格を有する患者が緊急医療等の必要な医療サービスに対し AGB (通常請求費)を超える金額を請求されないことを記した文書

手順 - 方針を遂行するために策定された文書、または必要な特定の措置またはプロセスについての説明 **QHP** - Health Insurance Marketplace (医療保険取引所)の認定を受けた保険制度で、基本的な医療給付金を提供し、費用共同負担(免責額、共同負担、および自己負担最高額など)に対する制定された限度に従い、かつ 2014 年施行の Affordable Care Act(医療費負担適正化法)に定められたその他の要件を満たします。認定された医療保険制度は販売されている各取引所による認定書を有することになります。

地域のヘルスミニストリ (Regional Health Ministry, RHM) - Trinity Health の最上位(直接)の子会社、関連会社、または運営部門で、Trinity Health System の運営の指定の部分について日常的に監督する組織を管理します。地域のヘルス ミニストリ( RHM)は、地理的な市場、あるいはサービスラインやビジネスに対する取り組みに基づいています。

サービスエリア - Mount Carmel Health System の市場地域を含む郵便番号の一覧で、主要な医療サービスの「支援が必要なコミュニティ」を構成しています。(添付資料「A」をご覧ください)

基準またはガイドライン - 認定組織や専門組織によって作成されたものを含む、手順の実施をさらにサポートする指示およびガイダンス。

子会社 - 子会社 Mount Carmel Health System が唯一法人会員あるいは株主である法人。

無保険患者- 無保険であり、第三者の民間保険会社、ERISA プラン、Federal Health Care Program (連邦医療サービスプログラム) (Medicare、Medicaid、SCHIP および CHAMPUS を含むがこれに限定されない)、Worker's Compensation (労働者災害補償)、またはその他第三者支援による第三者賠償保険の填補がない個人で、補償する当該保険会社によって実際に給付がなされる場合のみに

Mount Carmel Health System が代位する保険の適用を受けている第三者に対する請求を含む、医療費の全額または一部を補填する支援がない個人。

応急(サービスレベル) - 生命に関わるほどではないが、時宜にかなった医療サービスを必要とする容態に対する医療サービス。

## 手順:

### I. 資金支援に対する適格基準

Mount Carmel Health System の資金支援方針 (Financial Assistance Policy, FAP) は、資金支援に対するニーズに対応し、人種、宗教、性別または年齢にかかわらず、患者をすべての利用可能なサービスに対してサポートすることを目的としています。資金支援およびサポートの受給資格は、特定の基準を用いて個人ベースで決定され、患者およびその家族の両方またはいずれか一方の医療サービスに対するニーズ、財源および支払義務に基づいて審査されます。

#### a. 資金支援対象サービス:

- i. Mount Carmel Health System によって提供される医療およびサポートサービスを含む、すべての医療上必要なサービスは、資金支援の対象となります。
- ii. 緊急医療サービスは、患者の支払能力にかかわらず、緊急部門に居るすべての患者に対して提供されます。これらの医療サービスは、なんらかの支払いに関する取り決めがなされる以前に、患者の容態が安定するまで継続されます。

#### b. 資金支援非対象サービス:

- i. 美容外科サービス、および医療的に必須ではないその他の選択的手術およびサービス。

- ii. Mount Carmel Health System によって提供されていない、または費用請求されていないサービス(例えば、個人開業医によるサービス、付添い看護、救急搬送など)。
- iii. Mount Carmel Health System は、患者による官民プログラムへの申請を積極的にサポートします。Mount Carmel Health System は、医療サービスの支払いを負担するプログラムの申し込みに協力しない個人に対しては、Mount Carmel による資金支援措置を拒否します。
- iv. 保険プログラムの補償の限度について患者を教育する取り組みが行われ、連邦の救急医療および労働法 (Emergency Medical Treatment and Active Labor Act, EMTALA) の義務が満たされた場合の、別のプロバイダーの地域において任意の保険プログラムによって補償されているが、Mount Carmel Health System によって補償されないサービス。

#### c. 居住要件

- i. Mount Carmel Health System はサービスエリア(添付資料「A」をご覧ください)内に居住し、FAP ガイドラインの定める受給資格を得ている患者に対して、資金支援を提供します。
- ii. 資金支援の受給資格は、患者の主たる居所の郵便番号を利用して決定されます。iii. 資金支援は、FAP の定める受給資格があり、かつ応急、緊急または生命に関わる状態にあるサービス対象外地域から来た患者に対して提供されます。
- iv. Mount Carmel Health System は、Mount Carmel Health System の社長または指名代理人から事前認可を得た就業中の医療スタッフによって運営されている、海外医療ミッションプログラムによって医療サービスを受ける必要があると認められた患者に対して、資金支援を提供します。

#### d. 所得確定のための書類

- i. 患者およびその家族の両方またはいずれか一方から Mount Carmel Health System Financial Assistance に対して提供される情報は、月間総収入、給与および自営業所得を含む所得、扶助料、退職給付、配当、利息およびその他の財源からの収入を含む前受収益、扶養家族の人数、ならびに患者の財源を判断することを目的とした FAP 申込書で要求されたその他情報を含みます。

- ii. 報告された情報を裏付けるために、給与明細書、納税申告書および信用履歴などの裏付書類を求められる場合があります。これらの裏付書類は記入された申込書および完了した評価内容とともに保管されます。Mount Carmel Health System は、FAP または FAP 申込書において具体的に要求されていない情報や文書が抜けていることを理由に、財政支援を拒否することはできません。
- iii. Mount Carmel Health System は、FAP 申込書に不備のある患者に対し、情報や文書を追加で提供するよう書面で通知します。FAP の申し込みには、これらの情報および文書が書面の通知から 30 日以内に提出される必要があります。通知には、欠けている情報に関する質問について、問い合わせ先が記載されています。患者が欠けている情報や文書を 30 日間の再提出期間内に提出せず、さらに Mount Carmel Health System が医療サービスに対する退院後最初の請求明細を提供してから 120 日以上が経過している場合は、Mount Carmel Health System が特別集金措置 (ECA)を開始することがあります。患者が欠けている情報や文書を 240 日間の申込期間内(その期間が経過している場合は 30 日間の再提出期間内)に提供した場合、Mount Carmel Health System は FAP 申込書进行处理する必要があります。
- iv. 患者およびその家族の両方またはいずれか一方から HCAP 支援に対して提出される情報は、オハイオ州 HCAP の要件に従うものとします。
- e. 患者資産への配慮

- i. 特定の種類の資産の保護および特定のレベルの資産の保護には、以下の項目を含みます:

保護される資産:

- 主たる居所の不動産:最大 \$50,000 相当の不動産のうちの最大 50%
- 事業用車両
- 商業用のツールまたは設備、事業を継続するために必要とされる合理的な設備
- 個人使用の資産(衣服、家庭用品、家具)
- IRA、401K、解約払戻金退職給付
- 医療以外の壊滅的な非常事態によって受給した助成措置
- 葬儀費用目的の取消不可能信託、前払式葬儀プラン、および

- 連邦 / 州運営の大学教育費預金計画

その他の全ての資産は、医療費の支払いに利用可能であるとみなされます。一定の閾値以上の利用可能な資産は、医療費の支払いに利用されるか、(または患者に提供される割引レベルを設定する際に、余剰利用可能資産を当該年の年間所得としてみなす場合があります)。最低額の利用可能資産は保護されます。最低金額は現在、\$5,000 に設定されています。

f. 推定支援

- i. Mount Carmel Health System は、すべての患者が完全な財政情報を提供できるわけではないことを認識しています。よって、資金支援に対する認可は限定された利用可能な情報に基づいて決定されます。そのような認可が与えられる場合、「推定支援」として分類されます。
- ii. 予測モデルは、患者の口座に対する不良債権の償却および取立代理会社への委託などの回収措置を開始する前に、資金支援の受給資格を有する可能性がある患者を特定するために利用される、合理的な試みの一つです。この予測モデルによって、Mount Carmel Health System は財政的に困っている患者を体系的に特定することができます。
- iii. 推定される状況の例は以下を含みます：
  - 不明な遺産を有している死亡した患者
  - ホームレス
  - 無職の患者
  - 公的支援プログラムの受給資格がある患者に提供される、保険対象外の医療上必要なサービス
  - 患者の破産、および
  - 清貧の誓いを立て、かつ個人資産または修道会を介した財産を有していない宗教組織の会員。
- iv. 申込み手続きに応じない患者については、利用可能な場合はその他の情報資料を利用して資金支援の必要性の個人評価を行うものとします。
- v. 財政的に困っている患者を助けることを目的として、Mount Carmel Health System は資金支援の必要性の評価を行うために、第三者を利用して患者情報の精査を行う場合があります。この精査では、医療業界で認められている、民間のレコード データ



ベースに基づいた予測モデルが採用されています。この手続きにより Mount Carmel Health System は、患者が従来の申込み手続きにおいて資金支援の受給資格を有していた履歴があるその他の患者の特徴を有しているかどうかを評価することができます。患者から直接提供された情報がない場合、保険補填の利用可能性を確認するための試みがなされた後、予測モデルは財政的に困っている患者に対する推定受給資格を認可するための体系的な方法を提供します。

- vi. 予測モデル下で患者が受給資格を有しない場合、患者は設定された期限内に裏付情報を提供し、従来の資金支援申込み手続きのもとで考慮される場合があります。
  - vii. 推定支援の資格を得た患者の口座預金は、当該口座が回収不能とみなされた時点、および回収への委託または不良債権の償却の前に、推定財政支援トランザクションコードを使って調節されます。認可済割引は資金支援として分類され、患者の口座は回収に送られず、また不良債権費用には含まれません。
  - viii. Mount Carmel Health System は、FAP の最も手厚い支援よりも少ない支援について受給資格が認められた患者に対し、通知から 30 日以内に FAP のより手厚い支援を申し込むよう、通知します。最も手厚い支援よりも少ない支援について受給資格が認められたのは、推定支援の資格、あるいは以前の FAP 受給資格の判断に基づいています。さらに、患者が通知から 30 日以内により手厚い支援を申し込まなかった場合、さらに Mount Carmel Health System が医療サービスに対する退院後最初の請求明細を提供してから 120 日以上が経過している場合は、Mount Carmel Health System が特別集金措置 (ECA) を開始あるいは再開することがあります。Mount Carmel Health System は、240 日間の申込期間内、その期間が経過している場合はより手厚い支援を申し込むための 30 日間に患者が新たな FAP 申込書を提出した場合、それら进行处理します。
- g. 財政的資格の確定に対する予定表
- i. 入院またはサービス受診時点以前に、資金支援に対する患者の資格を判断するよういたします。FAP 申込書は申込期間中いつでも受領される必要があります。申込み期間は医療が提供される日に開始し、退院後の請求明細が患者に提供された日から 240 日後、あるいは以下のいずれか遅い日付に終了します。
  - i. 推定支援の資格または以前の FAP の決定に基づいて、最も手厚い支援より少ない支援の受給資格を患者が有する期間の最終日 (その患者がより手厚い資金支援を申し込んでいる場合)
  - ii. 書面の通知に記載された期日で、この日以降に ECA の開始が可能 申込期間外に提出された個人の FAP 申込書については、Mount Carmel Health System の確立された

認可レベルによって承認された場合、Mount Carmel Health System がこれらを受領し処理する場合があります。

Mount Carmel Health System (または権限を有する他の当事者)は、患者が医療サービスに対して支払った金額のうち、FAP の受給資格を有する患者として個人的に支払い義務があると判断された額を超える分について返金します。ただしこれら超過分の金額が\$5 未満(または Internal Revenue Bulletin (内部収益報告書)で公開された通知または他のガイダンスに規定されている金額)である場合を除きます。支払われた額の返金は、FAP 申込書が適用される医療サービスに対してのみ求められます。資金支援の資格決定は、政府による資金支援またはその他のプログラムに対する受給資格を患者に与えるためのあらゆる努力がなされた後に行われます。

- ii. Mount Carmel Health System は適時に資金支援の決定を下すためのあらゆる努力をいたします。資金支援の他の手段が遂行されている場合は、Mount Carmel Health System はその手続きおよび決定までに予測される予定について患者にお伝えし、決定の協議中は回収を試みることはいたしません。
- iii. 資金支援の受給資格が決定されると、その後のサービスの継続受給資格に対する後続審査が、合理的な期間において継続して行われます。Mount Carmel Health System の Financial Assistance Applications (資金支援申込書)は、6 か月を超えない期間有効となり、I/P および O/P サービス両方への申込みを行います。HCAP I/P の申込書は退院から 45 日間有効となり、HCAP O/P の申込書は入院日から 90 日間有効となります。I/P および O/P サービスに対しては、それぞれ別の申込書を記入する必要があります。

#### h. 資金支援のレベル

- i. 年間ベースで更新される連邦貧困ガイドライン、(添付資料 B)の割合は、患者の資金支援受給資格を決定するために使用されます。しかしながら、上記に記載の、患者の財政状況および / または支払能力などのその他の要件もまた、審査プロセスを通じた決定に考慮される場合があります。
- ii. **Federal Poverty Guidelines** (連邦貧困ガイドライン)の **200%** 以下である家計所得：
  - 患者の家族の家計所得が最新の Federal Poverty Guidelines (連邦貧困ガイドライン)の 200% 以下である無保険の患者に対しては、総費用がすべて控除されます。
- iii. **Federal Poverty Guidelines** (連邦貧困ガイドライン)の **201% - 400%** である家計所得：
  - 家計所得が連邦貧困ガイドラインの 201% - 400% である急性疾患の患者に対しては、総費用の 85% (Mount Carmel Health System の Medicare に対する急

急性期治療の契約上の平均的な調整額と同額)が控除されます。個々の施設で最大の割引率がシステム全体で使用されます。施設別のメディケア割引率は、この FAP の一番下にあります。

## 2023 年 5 月 31 日現在のゼロ残高請求

退院日の範囲 2022 年 6 月 1 日～2023 年 5 月 31 日

施設名	総費用(A)	契約上の調整額 (B)	メディケア割引率 (B/A)
Mount Carmel East	\$232,894,354	\$180,179,754	77.4%
Mount Carmel Grove City/West	\$120,784,243	\$92,400,637	76.5%
Mount Carmel St. Ann's	\$190,052,486	\$148,521,809	78.1%
Mount Carmel New Albany	\$89,368,333	\$70,167,944	78.5%
Diley Ridge Medical Center	\$8,389,000	\$6,706,161	79.9%

- 家計所得が連邦貧困ガイドラインの 201% - 400% である外来患者に対しては、総費用の 51% (Mount Carmel Health System の Medicare に対する内科治療の契約上の平均的な調整額と同額) が控除されます。
- Mount Carmel Health System の Medicare に対する急性期治療および内科治療契約上の調整額は、支払われた Medicare 請求の合計額をこれら請求に対する System Office または Mount Carmel Health System からの合計または「総」請求額で割って算出するルックバック手法を使って、報告日から最近の退院日までに支払われた請求の 12 カ月間について 30 日間遅れて毎年計算されます。

iv. 家計所得が Federal Poverty Guidelines (連邦貧困ガイドライン) の 200% 以下の被保険患者は、患者の保険会社との契約上の協約との抵触がなく、かつ資金支援を申請しているという条件で、共同負担額、控除額、共同保険額に対する資金支援の受給資格を得ることになります。

v. 医療的困窮者支援/高額医療費: 資金支援はまた、医療的困窮患者に対しても提供されます。医療による貧困は、医療費が(例えば、高額な医療費や病状)当該者の家族または世帯収入の一定の割合を超えることから、当該者が医療費の一部または全額を支払うことができない場合に発生します。これは、Mount Carmel Health System の FAP が定め

る、無料または割引された医療サービスの資金支援受給資格の要件を超える所得または資産を有しているかどうかに関しません。高額な医療費またはそのような状況は、失業、主たる賃金稼得者の死、過大な医療費、またはその他の不運な出来事が起きた時に発生します。医療的困窮 / 高額な医療費が発生する状況は、患者の所得、費用および資産の精査を含む、ケースバイケースベースで評価されます。被保険患者が高額な医療費が発生する状況を訴え、資金支援の申込みを行う場合、所得の 20% を超える症状の出現の処置に対する医療費は、高額慈善医療としてみなされるため、共同負担および控除

を容認します。無保険患者に対する医療的困窮処置に対する割引は 85% 未満にはなりません。これは、提供されたサービスに対する Medicare の Mount Carmel Health System の契約上の平均的な調整額と同額になります。また、患者の所得に対する高額医療費率を 20% に戻す金額にはなりません。医療的困窮および高額医療への資金支援は、Mount Carmel Health System の CFO(最高財務責任者)またはその指名代理人によって承認され、System Office の最高財務責任者に報告されます。

- vi. 個人の考慮事項に基づいて、患者に対して追加の資金支援を承認する必要がある場合があることを認識しています。そのような個人の考慮事項は、Mount Carmel Health System の CFO(最高財務責任者)またはその指名代理にによって承認されます。

#### i. 資金支援に対する会計および報告

- i. Generally Accepted Accounting Principles(一般に公正妥当と認められた会計原則)に従い、Mount Carmel Health System によって提供される資金支援は、「Charity Care (慈善医療)」の категорияにおける総所得からの控除として、財務諸表に体系的かつ正確に記録されます。Community Benefit (コミュニティ・ベネフィット)への報告目的で、慈善医療は Catholic Health Association(カトリック保健協会)に従って、「Charity Care(慈善医療)」サービスの提供に関連する推定費用で報告されます。
- ii. 以下のガイドラインは資金支援のために記録される財務諸表に対して提供されています。
  - 一般的に有保険患者に対する支払いとして承認される金額の調節を含む、患者に対して提供される「Financial Assistance Program (資金支援プログラム)」の規定に定められた資金支援は、「Charity Care Allowance (慈善医療手当)」のもとに記録されます。
  - 本方針に定める資金支援の受給資格がない、および支払いがない患者に対する請求費用の償却は、「Bad Debt(不良債権)」として記録されます。
  - 前払い割引は、「Contractual Allowance (契約管理)」として記録されます。
  - 不良債権として償却されたが、取立代理会社によって取得された情報をもとに、患者が資金支援基準を満たしていると決定された、取立代理会社から返還された口座は、「不良債権」から「慈善医療引当金」として再分類されます。

## II. 保険適用資格がある患者のサポート

- a. Mount Carmel Health System は患者が適用対象となっている可能性があり、かつ患者が医療サービスを得て支払を行うのを支援する官民のプログラムに、患者が申し込むことを積極的にサポートします。プレミアム支援もまた、Trinity Health の「Payment of QHP Premiums and Patient Payables Procedure (QHP プレミアムの支払いおよび患者の支払手順)」に従って、裁量的に承認される場合があります。
- b. Mount Carmel Health System は、患者が公的支援プログラムまたは Financial Assistance (資金支援) の受給資格があるかどうかを決定するサポートを行うための、書面によるわかりやすい手順を用意しています。Patient Registration (患者登録)、Customer Service (カスタマーサービス)、および Collections (回収) スタッフは、患者をサポートし、質問に答える方法について訓練を受けています。

## III. 効果的なコミュニケーション

- a. Mount Carmel Health System は、患者が受診するサービスに関する医療費の請求について、患者にファイナンシャルカウンセリングを提供し、このようなカウンセリングサービスが利用可能であることを周知します。
- b. Mount Carmel Health System は、支払請求に関する患者からの質問、および資金支援の要求に対して迅速かつ丁寧に対応します。
- c. Mount Carmel Health System は明確で簡潔、かつ正確で患者に優しい支払請求プロセスを実現するよう尽力します。
- d. Mount Carmel Health System は、オハイオ州法の規定により求められているように、サービス費の請求に関する具体的な情報をわかりやすい形式で一般に公開し、精査ができるようにします。
- e. Mount Carmel Health System は、オハイオ州法の規定により要求されているように、HCAP および Mount Carmel Financial Assistance に関する基本情報を掲載している看板およびパンフレットを、公共の場所に設置および陳列しています (添付資料 C をご覧ください)。Financial Assistance Policy (資金支援方針) のコピーは、(要求があった場合) サービス受診時に提供されます。このコピーは、Mount Carmel Health System から患者宛に郵送されるすべての患者に関する明細書に同封されます。
- f. Mount Carmel Health System は、インテークまたはディスチャージの一環として患者に分かりやすく書かれた FAP の概要のコピーを提供します。インテーク時あるいはディスチャー

ジの前に提示された分かりやすく書かれた概要を患者が辞退する、あるいは分かりやすく書かれた概要を電子的に受け取ることを患者が希望するという理由から、Mount Carmel Health System はその FAP を幅広く公表しないことはありません。

- g. Mount Carmel Health System は、FAP、分かりやすく書かれた FAP の概要、FAP 申込書を、患者の要請により提供し、Mount Carmel Health System の公共の場（最低でも救急処置室（ある場合）および受付エリア）に設置し、郵送し、Mount Carmel Health System の Web サイトに掲載します。インターネットを利用する個人はこれらの文書を閲覧、ダウンロード、印刷することができます。Mount Carmel Health System は、FAP のコピー、FAP 申込書、あるいは分かりやすく書かれた FAP の概要にオンラインでアクセスする方法について尋ねる個人に対し、これら文書が掲載されている Web サイトのアドレスまたは URL を知らせます。
- h. Mount Carmel Health System は、Mount Carmel Health System の施設内で緊急医療等の必要な医療サービスを提供する医師や診療グループ等の組織について、病院との契約あるいは提供済みの医療サービスに対する患者への請求で使用される名称を一覧にしています。あるいは部門またはサービスの種類を参照することで Mount Carmel Health System 指定のプロバイダーがわかります（Mount Carmel Health System の FAP でどのサービスおよびプロバイダーが対象となるかが明確である場合）。カーメル・ヘルス・システムはまた、FAP に含まれていない提供者のリストも提供しています。
  - h.1. 保険対象リンク：[mchs-fap-participating-providers-6-24-21.pdf \(mountcarmelhealth.com\)](#)
  - h.2. 保険対象外リンク：[mchs-fap-non-participating-providers-6-24-21.pdf \(mountcarmelhealth.com\)](#)
- i. これらの文書は、英語と、英語力が限られた住民の第一言語で提供されています（これら住民の人口は、1,000 人、あるいは Mount Carmel Health System のサービスを受けているコミュニティの 5% 少ない方の数であること）。資金支援方針、申込書、分かりやすく書かれた概要は、スペイン語、ソマリ語、ネパール語、中国語、アラビア語、フランス語、標準中国語、日本語、ロシア語、韓国語、ベトナム語に翻訳されています。
- j. Mount Carmel Health System は、Mount Carmel Health System のサービスを受けるコミュニティのメンバーに FAP について通知するための措置を講じます。これらには、コミュニティにおける低所得層の健康面のニーズに対応する地域の民間エージェントや非営利組織に FAP を概説する情報シートを配布することが含まれます。
- k. Mount Carmel Health System は請求明細に、Mount Carmel Health System の FAP に基づく資金支援の利用について受け取り側に知らせる明確な注意書きを記載しています。これには FAP や FAP の申込みのプロセス、さらに FAP、FAP の申込書、分かりやすく書かれた FAP の概要を入手できる Web サイトのアドレス（または URL）に関する情報を提供する

Mount Carmel Health System の部門の電話番号が記載されています。

- l. Mount Carmel Health System は、医療サービスに対する退院後最初の請求明細が患者に提供されてから 120 日間は ECA を開始することはありません。これには、患者への請求用に統合された未払いの請求書にある最近の医療サービスが含まれます。さらに Mount Carmel Health System は、取り立てを行う業務上の関係者とのベンダー契約すべてについて、医療サービスに対する退院後最初の請求明細が患者に提供されてから 120 日間 ECA の開始を禁止する条項を必ず含むものとします。これには、患者への請求用に統合された未払いの請求書にある最近の医療サービスが含まれます。
- m. Mount Carmel Health System は患者に対し、受給資格のある患者に資金支援が提供されること、Mount Carmel Health System(または権限を有する他の当事者)が医療サービスに対する支払いを回収する目的で開始する ECA、かかる ECA を開始できる日(書面による通知が提供された日から 30 日後以降)について、書面で通知するものとします。Mount Carmel Health System は分かりやすく書かれた FAP の概要を書面の通知に含め、Mount Carmel Health System の FAP について、また患者が FAP の申込みプロセスについてどのようにサポートを受けることができるかについて口頭で伝えるために合理的な努力をするものとします。
- n. Mount Carmel Health System の FAP で補償されている医療サービスを受けた患者がそのサービスに対する請求について支払いを行っていないことを理由に、Mount Carmel Health System が必要な医療サービスを延期または拒否する、あるいはサービスの提供に対し支払いを要求する場合は、Mount Carmel Health System は ECA を開始する 30 日前までにその個人に FAP について通知します。この例外を適用する場合、Mount Carmel Health System はいくつかの条件を満たす必要があります。Mount Carmel Health System は以下を行う必要があります。
  - i. 患者に FAP 申込書を提供し(必要な場合は患者が直ちに申し込むようにする)、受給資格のある個人に対し資金支援があること、また提供済みの当該医療サービスについて患者が提出した FAP 申込書を病院が受領および処理する期限(ある場合)について書面で通知します。この期日は、書面の通知が提供された日から 30 日後、あるいは提供済みの医療サービスに対し退院後最初に送られた請求明細の日付の 240 日後の、いずれか遅い方の日付以降となります。したがって、必要な書面(あるいは口頭)の通知が提供された直後に医療サービスの延期や拒否を含む ECA が生じた場合でも、提供済みの医療サービスに対する FAP 申込みについて、通知後最低 30 日間が患者に与えられる必要があります。
  - ii. 患者に FAP について知らせます。具体的には、分かりやすく書かれた FAP の概要を患者に提供し、病院の FAP について、また FAP の申込みについてどのようにサポートを受けることができるかを患者に口頭で知らせます。

- iii. 申込みは優先して処理します。これにより申込書の提出後、必要な医療サービスがなるべく遅れないようにします。

以下のケースにおいては、改訂された上記の合理的な努力は必要ありません。

- i. 提供済みの医療サービスに対し退院後最初に送られた請求から 120 日が経過し、さらに Mount Carmel Health System が ECA を開始する意図について既に患者に通知している場合。
  - ii. 提供済みの当該医療サービスに対する患者の FAP の受給資格について、記入済みの FAP 申込書に基づいて Mount Carmel Health System が既に決定を下している場合、もしくは Mount Carmel Health System が提供済みの医療サービスについて患者の FAP 受給資格を推定的に決定している場合。
- o. 患者が無料医療サービスの対象であることが決定した場合、一切支払う必要がないことについて Mount Carmel Health System が書面で通知します。
  - p. Mount Carmel Health System は、無料医療サービス以外の支援の対象となることが決定した患者に対し、FAP 受給資格を有する患者として医療サービスに対し支払うべき金額を記した請求明細を提供します。この明細には、金額がどのように決定されたか、あるいは金額がどのように決定されたかについての情報をどこで入手できるかについても記載されています。

#### IV. 公平な請求および回収の実践

- a. Mount Carmel Health System の患者の支払義務に対する請求および回収の実践は一貫しており、さらに州および連邦規定を遵守しています。
- b. Mount Carmel Health System は、受給資格のあるすべての患者が利用できる、債務残高に基づいた既定の支払期間での短期の無利息支払計画を有しています。Mount Carmel Health System はまた、受給資格のある患者に対して融資プログラムを提供しています。
- c. Mount Carmel Health System は、いつ、および誰の権限で患者の負債を、本手順に相応の外部回収業者へと引き渡すのかについて概説した、書面による手順を用意しています。
- d. 以下の回収活動は、Mount Carmel Health System および取立代理会社または弁護士の両方あるいはいずれか一方によって遂行される場合があります。
  - i. Fair Debt Collections Act (公正債権回収法)に従って、(電話、手紙、ファックス、テキストメッセージ、電子メールなどによって)患者およびその代理人と連絡を取り、Mount Carmel Health System について明確にします。また、患者との連絡は HIPAA のプライバシー規定も遵守します。



- ii. EMTALA の規定および州法に従って、サービス受診時に患者の推定支払義務の一部支払いを要請します。
  - iii. 支払能力はあるが、短期支払要件を満たすことができない患者に対して、未払負債の支払い向けの低利息融資プログラムを提供します。
  - iv. 本手順のすべての項目が適用され、かつ合理的な回収の試みが Mount Carmel Health System FAP に従ってなされた後にのみ、未払負債が Credit Bureau(個人信用情報機関)に報告されます。
  - v. 支払手段はあるが支払いを行わないあるいは支払意志がない個人に対して、法的措置を  
遂行します。Mount Carmel Health System の Financial Assistance Policy (資金支援方針)の申込み後、未払い費用の一部に対しても法的措置を遂行する場合があります。法的手続き、あるいは判決回収のための法的措置(例えば、賃金差押え、債務者の調査)の手続きを遂行する前に、Mount Carmel Health System の CFO(最高財務責任者)またはその指名代理人による承認を得る必要があります。
  - vi. 支払手段はあるが支払いを行わない、あるいは支払意志がない個人に対して不動産の抵当権を施行します。Mount Carmel Health System の Financial Assistance Policy(資金支援方針)の申請後、未払い費用の一部に対して不動産の抵当権を施行する場合があります。抵当権設定は、Mount Carmel Health System の CFO (最高財務責任者)またはその指名代理人による承認が必要となります。主たる居所に対する抵当権は、売却される財産にのみ施行され、かつ Mount Carmel Health System の FAP に記載されている当該財産の一定の資産価格が保護されます。
- e. Mount Carmel Health System (または代理となる取立代理会社)は、逮捕状または「身柄確保の令状」などの処置を、債務者に対して遂行しません。支払を行うのに十分な資産が利用可能である場合に、正当な未払い額の支払い履行を故意に忌避するという極端な事例では、裁判所命令が発行される場合があります。一般的に、Mount Carmel Health System はまず、そのような処置を行わないように公権力を説得し、かつこの説得が成功しなかった場合は、債務者に対する処置を回避するための回収の試みを停止する妥当性を検討します。
- f. Mount Carmel Health System (または代理となる取立代理会社)は、FAP の受給資格を有する患者にもはや支払い義務がない金額について、ECA を無効にするための合理的な手段すべてを講じます。

g. Mount Carmel Health System によって認可された、取立代理会社および弁護士の両方またはいずれか一方との協定は、以下の基準を満たします： i. 取立代理会社との契約は、書面によってなされます。

- ii. Mount Carmel Health System および取立代理会社はどちらも、逮捕状または「身柄確保の令状」などの処置を、いかなる時にも債務者に対して遂行しません。
- iii. 契約は、Mount Carmel Health System の代理として業務を行う外部の取立代理会社によって使用される実行の基準および適用範囲を定義する必要があり、これらのすべてが本手順を遵守する必要があります。
- iv. Mount Carmel Health System の書面による事前の承認なしに、取立代理会社によって法的措置が行われることはありません。
- v. Trinity Health Legal Services は、患者の口座預金の回収において Mount Carmel Health System の代理を務める弁護士の契約のすべての条件を承認する必要があります。 vi. 弁護士による請求の処理の仕方、訴訟が実施されるかどうか、請求が和解または解決するかどうか、請求が Mount Carmel Health System に差し戻されるかどうか、および弁護士による請求の解決に関係するその他のあらゆる事項に関するすべての決定は、  
  
Mount Carmel Health System と CHE Trinity Health Legal Services による協議のもと、Mount Carmel Health System によって下されるものとします。
- vii. 判決回収するための法的措置(例 抵当、債権差し押さえ、債務者の調査)に対するあらゆる要求は、V 節に詳細が記載されているように、各口座に対して適切な権限を有する Mount Carmel Health System の代表者によって、書面による事前の承認を受ける必要があります。
- viii. Mount Carmel Health System はあらゆる特定の口座に対して、随時回収処置を停止する権利を留保します。
- ix. 取立代理会社は、Mount Carmel Health System との書面による契約の条件に対するあらゆる違反について Mount Carmel Health System に賠償することに同意します。

## V. 正確かつ一貫性のある病院方針の実行

- a. Mount Carmel Health System は、患者と密接に関わって業務にあたる従業員（患者登録および入院対応、資金支援、カスタマーサービス、費用請求および回収、および診療所での業務を担当する従業員を含む）に対して、医療費請求、資金支援、回収方針および実践、ならびに患者の保険状況またはサービスへの支払能力にかかわらず、尊厳と尊重をもってすべての患者に対応するように教育を行います。
- b. Mount Carmel Health System は、旧資金支援ガイドラインのもとで承認された資金支援に関する公約を履行します。受給資格有効期間の満了の際に、患者は本手続きに記載したガイドラインを使用する資金支援に対して、その受給資格について再評価される場合があります。

## VI. その他の割引

- a. 前払い割引: Mount Carmel Health System は、\$200.00 以上の残高に限定され、支払い残高の 10%となる、無保険患者のみを対象とした前払い割引プログラムを用意しています。前払い割引はサービス受診時に提供され、財務諸表上では契約調整として記録されるものとし、慈善医療としては記録されません。
- b. 自己負担割引: Mount Carmel Health System は、無保険の全ての登録自己負担患者に対して、Mount Carmel Health System が算出した、支払われた最も高いコマーシャルレートに基づいて標準的な自己負担割引を提供します。さらに、無保険患者がサービス受診前または緊急受診から 3 日後 (Mount Carmel Health System により判断) に支払いが可能な場合には、前払い割引が適用されます。
- c. 追加割引: 本手順に記載の割引割合の超過調整は、口座の回収可能性の評価に基づいてケースバイケースで行われ、Mount Carmel Health System の設定済認可レベルによって承認されません。

本 FAP の規定がオハイオ州法の要件に矛盾する場合、オハイオ州法がその矛盾している規定に優先するものとし、Mount Carmel Health System は適用州法を遵守するものとします。

### 範囲 / 適用性

この手順は、認可を受けた非課税病院を運営する Trinity Health RHM 全てに対して適用されます。認可を受けた非課税病院を運営していない Trinity Health の組織は、提供する他の医療サービスについて独自の資金支援の手順を確立することができ、本 FAP の手順で確立された基準をガイダンスとして使用することが奨励されています。本手順は Trinity Health「ミラーポリシー」に基づいています。したが

って、認可を受けた非課税病院を運営する Trinity Health RHM および子会社は、System オフィスの手順の「ミラー」(同一)であるローカルの手順を導入する必要があります。これについて質問がある場合は Trinity Health Office of General Counsel までお問い合わせください。

#### 担当部門

本手順に関するその他のガイダンスは、Revenue Excellence Department の VP, Revenue Cycle から入手することが可能です。関連する手順および他の資料

- Trinity Health Revenue Excellence Policy No. 1:「Financial Assistance to Patients (患者に対する資金支援)」(FAP) <http://intranet.trinity-health.org/web/policies-procedures/tableofcontents#finance>
- Trinity Health Revenue Excellence Policy No. 2:「Payment of QHP Premiums and Patient Payables (QHP プレミアムの支払いおよび患者の支払手順)」  
<http://intranet.trinityhealth.org/web/policies-procedures/table-of-contents#finance>
- Patient Protection and Affordable Care Act (患者保護ならびに医療費負担適正化法) 501 (r) 節
- Internal Revenue Service Schedule H (内国歳入庁スケジュール H) (様式 990)
- Department of Treasury (財務省)、Internal Revenue Service (内国歳入庁)、Additional Requirements for Charitable Hospitals (慈善病院への追加要件)、Final Rule (最終規則) : 79 巻、250 号、パート 2、26 CFR、パート 1 □ 個々の RHM の EMTALA 方針

添付資料 A: MCHS サービスエリア郵便番号

<W:\AC\Customer Service & Collections\HCAP MCFA\MCH Service Area 2014.xlsx>

添付資料 B: Federal Poverty Guidelines (連邦貧困ガイドライン)

[Poverty Guidelines \(貧困ガイドライン\) | ASPE \(hhs.gov\)](#)

添付資料 C: Financial Assistance Public Locations (資金支援 公共の場所)

Mount Carmel Health System は、オハイオ州法の規定により要求されているように、HCAP および Mount Carmel Financial Assistance に関する基本情報を掲載している看板およびパンフレットを、公共の場所に設置および陳列しています。本添付資料は、本情報が掲示される場所を記載しています。Financial Assistance Policy (資金支援方針)のコピーは、(要求があった場合)サービス受診時に提供されます。このコピーは、Mount Carmel Health System から患者宛に郵送されるすべての患者に関する明細書に同封されます。

**MCE 登録地:**

Main Outpatient (主要外来)		Cashier(会計)
Imaging (画像法)	Heart Center(ハートセンター) 2Tower	Siegel Center (シーゲルセンター)
ED (勃起不全)		WHC
Zangmeister	OB/MFM Anti-Coagulation (抗凝固療法)	

**MCW 登録地:**

Testing Center (テストングセンター)		Cashier (会計)
4 North ED (勃起不全)	OP Clinic (外来診療所) OB/MFM WHC	MRI Big Run Imaging Center (Big Run イメージングセンター) Anti-Coagulation (抗凝固療法) MCSA Family Practice Clinic (MCSA 家庭医科診療所)

**MCSA 登録地:**

Main Registration(主要登録)	Wound Care(創傷治療)	Diagnostic Center (診断センター)
Cancer Center (がんセンター)	ED(勃起不全)	WHC
OB	Westar Diagnostic (Westar 診断センター)	Wedgewood
Clinical Cardiovascular Specialists (医療心循環系専門家) – St. Ann’s および Westbourne		
Anti-Coagulation(抗凝固療法)		

**MCNA 登録地:** 主要登録

**MCGC 登録地:** 主要登録

**Diley Ridge Medical Center (Diley Ridge 医療センター):**

主要登録

**Mount Carmel Fitness and Health:**

主要登録

非患者によるアクセス報告登録部門:

MCSA OB Clinic (MCSA OB 診療所)

OP Lab Locations (OP 研究拠点)

Cardiac Rehab (心臓リハビリテーション)

Physical Therapy (理学療法)/Rehab East、  
Mill Run および Westar

Columbus Cardiology Consultants (Columbus 心臓病学コンサルテーションズ) – East、West、  
Diley、Grove City (グローブシティ)、Dublin (ダブリン)

## 承認

改訂者: John O'Connell, Jeff Ellerbrock, Dan Powell

承認済:

2017年8月1日履行、2020年1月30日、2021年6月24日、2021年8月5日、2021年8月10日更新